



2025年8月15日

各 位

会 社 名 株式会社コンヴァノ
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢
(コード：6574 東証グロース)
問合せ先 執行役員 藤本 光
(TEL：03 (3770) 1190 (代表))

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

当社は、株式の流動性向上と投資家層の拡大が、株主基盤の安定化を通じて中長期の企業価値向上に資するとの判断から、本株式分割を実施いたします。本分割により、最低投資金額は従来の10分の1水準へと実質的に低下し、より幅広い投資家が参入しやすい価格帯を実現します。これにより、出来高の増加や板の厚みの形成、表示・実効スプレッドの縮小が期待され、需給の偏在に左右されにくい、効率的で安定的な株価形成につながるものと考えております。さらに、流動性の厚みをもたらす価格の耐性向上は短期的なボラティリティの抑制にも寄与し、長期志向の株主にとって投資継続性の高い市場環境を提供します。

実務面でも、投資家の参加障壁が下がることで株主基盤の多様化が進み、企業の対話対象が広がります。これにより、当社の事業戦略や非財務情報に対する理解が深まり、建設的なエンゲージメントの機会が増加します。結果として、資本市場での認知度の向上や調達手段の柔軟性確保といった副次的効果も期待でき、継続的な企業価値の向上に波及するものと考えております。

当社のIR窓口には8月以降も、「現在の最低投資金額では参加しづらい」「ヘルスケア事業やビットコイン・インカム事業の成長性に期待しているが、最小投資金額が高く購入を見送っている」といったご意見が寄せられており、当社はこれらの声を真摯に受け止めております。こうした市場の要請を踏まえ、東証グロース市場における流動性向上と投資家層の拡大こそが企業価値向上の礎であるとの認識のもと、株式分割を決定いたしました。

分割後は、現在より新規参入に適した価格帯となることで個人投資家比率の上昇が見込まれ、適正な時価評価の実現可能性が高まると考えております。

なお、株式分割それ自体は既存株主の経済的価値を分割比率に応じて機械的に按分する価値中立の行為であり、短期的な株価上昇を目的とするものではありません。しかしながら、上記のとおり最低投資金額の引下げがもたらす市場参加者の拡大と流動性の改善は、資本コストの低減や株主基盤の安定化を通じて、中長期的には企業価値の向上に資すると当社は考えております。今後も投資家の皆さまとの対話を重ね、市場からのご要望を適切に経営判断へ反映しつつ、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年8月31日を基準日として、同日における最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき10株の割合をもって分割いたします。8月31日は日曜日のため、実質上の基準日は8月29日となります。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	50,125,600株
② 今回の分割により増加する株式数	451,130,400株
③ 株式分割後の発行済株式総数	501,256,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	1,733,984,000株

※上記の発行済株式数及び増加する株式数は、2025年8月15日現在の発行済株式総数を基準として算出しており、新株予約権の行使等により分割基準日までに増加する可能性があります。

3. 分割の日程

(1) 基準日公告日	2025年8月17日(予定)
(2) 基準日	2025年8月31日(予定)
(3) 効力発生日	2025年9月1日(予定)

4. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年9月1日を効力発生日として、当社の定款の一部を変更します。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>173,398,400株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,733,984,000株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日 2025年8月15日
効力発生日 2025年9月1日

5. 株式分割に伴う新株予約権の行使価額及び下限行使価額の調整

(1) 株式分割に伴い、株式会社コンヴァノ第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行要項の定めに従い、2025年9月1日以降、本新株予約権に係る行使価額及び下限行使価額を以下のとおり調整し、こ

れを適用いたします。

銘柄	行使価額		下限行使価額		新株予約権 1個当たりの株式数	
	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後
株式会社コンヴェアノ 第4回新株予約権 (注1)(注2)	856円	87円	500円	50円	1,000株	10,000株

(注1) 割当日の2取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。))において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)後(当日を含みます。)に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます(以下、かかる修正が行われる日を、個別にまたは総称して「修正日」といいます。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日(以下「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額となります。

(注2) 調整前及び調整後の行使価額は、本日時点における有効な行使価額である当初行使価額を前提として記載していますが、今回の株式分割に伴う調整の効力発生日(2025年9月1日)までの間における修正日に、修正日に先立つ3連続取引日である価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額が調整前の行使価額となり、その10分の1の金額(1円位未満の端数は四捨五入されます。)が調整後の行使価額となります。なお、今回の株式分割に伴う調整の効力発生日(2025年9月1日)を含む価格算定期間とする修正日において行使価額の修正がある場合、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は今回の株式分割を勘案して合理的に調整されることとなります。

6. その他

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。

以上